

医政メモQ&A

老人医療費の伸びを適正化するための指針

2年前、老人医療費を抑制するため、「伸び率管理制度」の導入を行おうとしたが、医師会などの反対により、最終的に指針というマイルドなものに落ち着いた。

この指針は今年の健保法等改正法のうち改正老健法で規定されたもので、厚生労働省は8月28日、「老人医療費の伸びを適正化するための指針」の内容を明らかにした。

指針案は、(1)基本的な考え方、(2)老人医療費の現状把握・分析、(3)地域の実情を踏まえた施策の推進、(4)老人医療費の伸びの適正化推進体制等、(5)国の支援等の5章で構成されている。

Q：基本的な考え方は

A：老人医療費の水準は、地域における疾病の状況、患者の受診動向、医療提供体制、保健事業・介護サービスの実施状況などと関連。



老人医療費適正化に当たっては、まず地域における老人医療費の現状の把握・分析を行った上で地域の実情を踏まえた施策の推進を図ることが重要。

Q：老人医療費の現状の把握・分析は

A：市町村

入院・入院外別の1人当たり老人医療費を算出するとともに、入院・入院外それぞれについて1人当たり日数、1日当たり医療費を算出。老人医療費を受療形態に分類し、それぞれの伸び率や寄与率を算出。

都道府県

市町村からのデータを収集し、全国平均などと比較・検討する。

Q：地域の実情を踏まえた施策の推進は

A：○健康づくりの推進

- 生活習慣病の予防の推進
- 介護予防の推進
- 高齢者の社会参加の促進
- 地域における医療機関の機能分担・連携の推進
- リハビリテーションの推進
- 在宅ケアの推進等
- 適正な受診の促進等

Q：老人医療費の伸びの適正化の推進体制等は

A：○推進体制の整備

都道府県に学識経験者、保険者、被保険者、医療関係者、市町村関係者等から構成される組織を設置し、地域の実情を踏まえた施策の基本的方向・重点課題の設定・評価に努める（既存の組織の拡充強化で対応も考えられる）。

○都道府県における計画の策定

次の事項を盛り込んだ計画の策定

- ・都道府県における老人医療費の地域特性
- ・地域の実情を踏まえた施策の基本的方向・重点課題
- ・計画期間

Q：国の支援は

A：老人医療費の分析などに必要な情報の提供、施策の実施に関する助言・援助を行う。また、全国的な対応が求められる施策の検討・実施に努める。

老人医療費の動向や自治体の取り組みの進捗状況などを踏まえ、指針の見直しを行う。

Q：老人医療費適正化推進事業の概要は

A：○事業の主な内容

- ・老人医療費の地域特性に関する現状把握・分析

・適正化を効果的に推進する体制の整備等

・適正化施策の推進（レセプト点検の充実強化、モデル的な事業の取り組みなど）

・適正化施策の評価

○事業の展開

毎年度200市町村程度を選定し、初年度は「現状把握・分析」、次年度は「適正化施策の推進」、次々年度は「適正化施策の評価」の実施を基本とする。

※市町村の選定基準

(1)老人医療受給対象者2,000人以上

(2)老人医療費の伸びが全国平均以上または1人当たり老人医療費が全国平均以上

(3)上記(1)(2)には該当しないが、全国のモデルとなりうるような特色ある事業を行っている市町村

この指針は9月中旬にも大臣告示として公布される予定である。

(政策部担当理事 中田 康信)

<表紙写真>

「水に浮かぶ秋景」



MINOLTA-α.Sweet II

レンズ ミノルタ24-105mm

コダックロイヤルゴールド200

オート

毎日のように訪れる円山公園の池の景色は、その日その日で趣を変える。今日はどういうわけかカモの姿が見えない。

尾崎 豊 (中央区西支部)